在留外国人を雇用する事業主の皆様へ

拝啓　平素より、当組合をご利用いただき、誠にありがとうございます。

昨今マネー・ローンダリング、テロ資金供与への対策強化が国際的に求められており、各金融機関では関係省庁等と連携し様々な対策を行っております。

当組合では、日本に居住する外国籍のお客さまが新規口座開設や各種サービスお申込み時に、「在留カード」をご提示いただき、在留期間の満了日を経過していないことを確認させていただいております。

また、お客さまとの円滑なお取引を継続するため、当組合にお届けいただいた「在留期間の満了日」が間もなく到来するお客さま、または在留期間のお届けがないお客さまに、更新後の在留期間・お取引目的等を確認させていただくために、別紙の通りご案内状を送付させていただいております。

つきましては誠に恐れ入りますが、下記のご注意事項に、ご理解ご協力賜りますようお願い申しあげます。

敬具

記

１．ご案内状

「在留カード」のご提示について　　１枚

２．ご注意事項

（１）在留期間満了日が経過した場合は、預金規程に基づき、お取引の一部または全てを制限させていただく場合があり、給与等のお振込がご入金されない場合がございますので、ご了承ください。

（２）日本に居住する外国籍のお客さまの口座開設目的が給与振込の場合、お勤め先の企業様に当組合よりご連絡させていただく場合がございますので、ご了承ください。

以上

青和信用組合

別紙(サンプル)

●●●●年●●月●●日

「在留カード」のご提示について

拝啓　平素より、当組合をご利用いただき、誠にありがとうございます。

昨今マネー・ローンダリング、テロ資金供与への対策強化が国際的に求められており、各金融機関では関係省庁等と連携し様々な対策を行っております。

当組合では、日本に居住する外国籍のお客さまが新規口座開設や各種サービスお申込み時に、「在留カード」をご提示いただき、在留期間の満了日を経過していないことを確認させていただいております。

また、お客さまとの円滑なお取引を継続するため、当組合にお届けいただいた「在留期間の満了日」が経過、または間もなく到来するお客様及び在留期間のお届けがないお客さまに、更新後の在留期間・お取引目的等を確認させていただいており、今回ご依頼いたしました。

つきましては誠に恐れ入りますが、下記のご対応をお願い申し上げます。

敬具

記

1．お手続き方法

お取引店舗にご来店のうえ、所定のお手続きをお願いいたします。

ご来店時のお持ち物	①本ご案内状 ②在留期間更新後の在留カード（原本） 　または特別永住者証明書（原本） ③キャッシュカードまたは通帳 ④お届出のご印鑑（お取引内容によって必要となる場合があります。）

2．ご注意事項

（1）当組合から更新の状況等をお電話でお伺いすることがございますので、ご了承ください。

（2）ご対応いただけない場合、預金規定に基づきお取引の一部を制限させていただきます。

（3）使わなくなった銀行口座が売却され、その口座が犯罪に利用されるケースが発生しております。口座売却は犯罪です。ご帰国、または引越し等で当組合口座を今後ご利用されないお客さまは、必ず解約手続きを行っていただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上

◆お問い合わせ先
青和信用組合　お客様相談窓口　　ＴＥＬ：0120-493-554
受付時間　平日　9:00～17:00

青和信用組合